

(別紙様式2)

## 食材の提供・譲渡に関する同意事項

あおもり「みんなの食堂」と農林水産業のネットワーク食材マッチング実施要領に基づく食材提供について、みんなの食堂等運営団体（以下「甲」という。）と、食材提供者（以下「乙」という。）は、次に掲げる事項を遵守することに同意した上で、食材提供を行うものとする。

### 1 食材の提供

乙は、甲の希望を考慮して、提供する食材の種類や量、配送方法や納期を検討し、甲に対しこれを提供するものとする。

### 2 提供食材の品質確保

乙は、食用に適しており、食品衛生法その他関係する法令に適合（賞味期限内であることを含む。）する食材を甲に提供するものとする。

### 3 受取先における提供食材の品質管理

甲は、提供食材の品質が保持されるように適切に保存するものとする。

### 4 提供食材の転売等の禁止

甲は、乙の合意の下に行う場合を除き、提供食材を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

### 5 責任の所在

(1) 譲渡段階及び賞味期限までの提供食品の品質については、原則として、乙において品質を保証するが、譲渡後の保存や賞味期限の遵守については、甲の責任において適切に行うこと。

(2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは乙の責任、譲渡後の原因によるものは甲の責任とする。

### 6 提供食材に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食材に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

7 この同意事項に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。